

大田区立北糀谷小学校いじめ防止基本方針

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

基本方針は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第1条 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」（平成 26 年 7 月 10 日東京都・東京都教育委員会決定）及び「大田区いじめ防止基本方針」（平成 26 年 9 月 24 日大田区教育委員会決定）に基づき、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第2条 いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が本校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3条 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

第4条 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、本校でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならならず、早期発見、早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。家庭、地域社会その他の関係機関は、学校のこれらの取組を支援する。

2 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動の推進

いじめられた児童を守る

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、学校、家庭、地域社会その他の関係機関が連携し、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。また、教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関は、学校のこれらの取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通して、児童に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民及び関係機関は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第5条 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態

への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

(1) 未然防止

- ・学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・児童がいじめ防止について主体的に考え、児童が「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・インターネットによるいじめの防止のための啓発活動を行う。
- ・家庭訪問や教育相談、学校だよりなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。

など

(2) 早期発見

- ・児童の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

など

(3) 早期対応

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。

など

(4) 重大事態への対処

- ・いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。

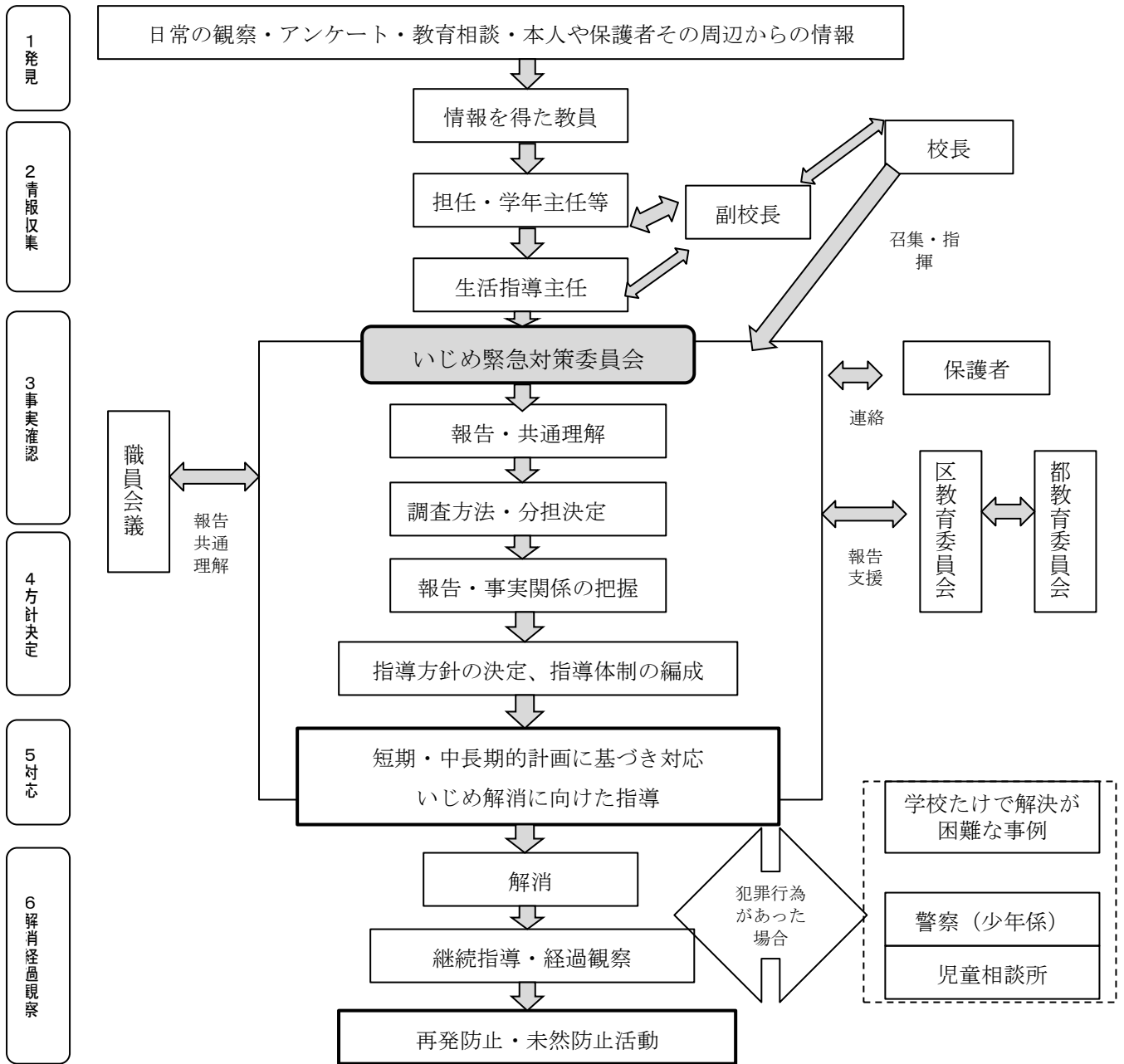
- ・必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

など

第6条 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。(別紙参照)
- (2) 重大事態が発生した場合には、区・教育委員会又は学校は、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、区・教育委員会又は学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

【いじめ防止・対応に向けた校内組織体制】



【いじめ防止委員会】

- 年間6回以上、生活指導部会内において開催する。
- 校長（委員長）、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、及びスクールカウンセラー、校長が必要と認める学校所属の教職員で構成する。
- 基本方針の日常的な実施と評価・改善。

【いじめ緊急対策委員会】

- いじめによる状況発生時に校長が緊急に設置する委員会である。
- 「いじめ防止委員会」の構成員に加え、区教育委員会（指導主事）及び校長が必要と認める学校関係者等で構成する。
- いじめ解消への迅速な対応。